

八王子市妊婦健康診査費用助成金交付要綱

	平成21年4月1日施行
改正	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成28年4月1日
	平成30年4月1日
	令和3年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内の妊婦が里帰り等の理由により、東京都が妊婦健康診査を委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）以外の国内の医療機関又は八王子市が妊婦健康診査を委託する助産所（以下「委託助産所」という。）以外の国内の助産所での妊婦健康診査を受診し、八王子市妊婦健康診査実施要綱（平成9年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）の規定による妊婦健康診査を受診できなかった妊婦に対し、妊婦健康診査費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、妊婦健康診査費用の経済的負担の軽減を図り、もって妊娠期の母子の健康を守ることを目的とする。

2 前項とは別に、多胎児を妊娠した妊婦について、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が多くなることから、自己負担により、14回の妊婦健康診査よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用の助成金を交付することにより、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 委託医療機関以外の国内の医療機関又は委託助産所以外の国内の助産所において、自己負担により、妊婦健康診査を受診している。

(2) 前号の妊婦健康診査を受診した日において、八王子市に住民登録がある。

(3) 八王子市妊産婦・乳幼児保健指導実施要綱（平成21年4月1日制定）に基づく保健指導票の交付を受けていない。

2 多胎児を妊娠した妊婦について、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす場合は、追加で受診する妊婦健康診査に係る費用を助成するものとする。

(1) 国内の医療機関又は国内の助産所において、自己負担により、14回の妊婦健康診査よりも追加で受診する妊婦健康診査を受診している。

(2) 前号の妊婦健康診査を受診した日において、八王子市に住民登録がある。

(3) 八王子市妊産婦・乳幼児保健指導実施要綱に基づく保健指導票の交付を受けていない。

(助成金の額)

第3条 助成の対象となる妊婦健康診査の回数は、1回の妊娠（多胎児を妊娠した場合を含

む。)につき、実施要綱に規定する回数から、受診票を使用した回数を減じた回数を限度とし、前条第1項に定める対象者の助成額は、次の各号に定める額とする。ただし、助産所での保健指導等により、実施要綱第4に規定する第2号様式、第4号様式及び第5号様式を使用できず生じた自己負担については、助成金の対象とならない。

- (1) 委託医療機関以外の国内の医療機関での妊婦健康診査受診票1回目について、東京都地域保健事業連絡協議会(以下「五者協」という。)で定めた当該年度の委託料の額とする。(自己負担により受診した妊婦健康診査に要した額のいずれか低い額とする。)
 - (2) 委託医療機関以外の国内の医療機関又は委託助産所以外の国内の助産所での妊婦健康診査受診票2回目から14回目までについて、五者協で定めた当該年度の委託料の額とする。(自己負担により受診した各回の妊婦健康診査に要した額のいずれか低い額とする。)
 - (3) 委託医療機関以外の国内の医療機関での妊婦超音波検査1回(多胎児を妊娠した場合は2回まで。)について、五者協で定めた当該年度の委託料の額とする。(自己負担により受診した妊婦超音波診査に要した額のいずれか低い額とする。)
 - (4) 委託医療機関以外の国内の医療機関での妊婦子宮頸がん検診1回について、五者協で定めた当該年度の委託料の額とする。(自己負担により受診した妊婦子宮頸がん検診に要した額のいずれか低い額とする。)
- 2 前条第2項に定める対象者の助成額は、多胎児を妊娠している妊婦1人につき1回5,000円とし、5回を限度とする。(自己負担により受診した各回の妊婦健康診査に要した額のいずれか低い額とする。)

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成の対象となる出産の日(流産・死産の場合は、妊婦健康診査を最後に受けた日。以下「出産日等」という。)から起算して1年以内に、八王子市妊婦健康診査費用助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、出産日等よりも前に八王子市外に転出した場合は、転出日の前日までに受診した妊婦健康診査について、転出の届出をした日以降に申請できるものとする。

- (1) 未使用の妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票及び妊婦子宮頸がん検診受診票
- (2) 母子健康手帳
- (3) 受診の際に、国内の医療機関(委託医療機関を除く。)又は国内の助産所(委託助産所を除く。)が発行した領収書

2 第2条第2項に定める申請者は、助成の対象となる出産日等から起算して1年以内に、八王子市妊婦健康診査費用助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、出産日等よりも前に八王子市外に転出した場合は、転出日の前日までに受診した妊婦健康診査について、転出の届出をした日以降に申請で

きるものとする。

(1) 1 回目から 1 4 回目までの妊婦健康診査受診票(委託医療機関又は委託助産所で受診した妊婦健康診査の回については、当該委託医療機関又は委託助産所が発行した乙票(本人控え)、国内の医療機関(委託医療機関を除く。) 又は国内の助産所(委託助産所を除く。) で受診した妊婦健康診査の回については、未使用の妊婦健康診査受診票)

(2) 母子健康手帳

(3) 自己負担により、1 4 回の妊婦健康診査よりも追加で受診した妊婦健康診査の受診の際に、国内の医療機関又は国内の助産所が発行した領収書

3 第 1 項及び第 2 項に掲げる要件のいずれにも該当する申請者は、八王子市妊婦健康診査費用助成金交付申請書(第 1 号様式) を 1 枚にまとめて申請できるものとする。

(交付決定)

第 5 条 市長は前条の申請があったときは、書類等を審査のうえ、助成金交付の適否を決定し、八王子市妊婦健康診査費用助成金交付決定通知書(第 2 号様式) により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を不相当と認めるときは、八王子市妊婦健康診査費用助成金却下通知書(第 3 号様式) により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払い)

第 6 条 助成金の交付決定を受けたもの(以下「助成決定者」という。) は、八王子市妊婦健康診査費用助成金請求書兼支払口座振替依頼書(第 4 号様式) を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の請求書の提出を受けたときは、助成決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 助成決定者は助成金の受領を委任することができる。

(助成金の返還)

第 7 条 市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

2 この要綱は、施行日以後に受診した妊婦健康診査の費用から適用する。

3 平成 2 1 年 3 月以前に他区市町村にて妊婦健康診査受診票の交付を受けた妊婦が里帰り出産等で都外の医療機関及び助産所での受診を受けた場合は、「実施要綱第 4 条」に定

める、従前の枚数及び追加交付枚数を上限とする。

- 4 この助成金制度について、東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）の協議結果の改訂時を見直しの時期とする。

附則

- 1 この要綱は平成22年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額で交付できる。

附則

- 1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額で交付できる。

附則

- 1 この要綱は平成25年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額及び年齢基準で交付できる。

附則

- 1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額及び年齢基準で交付できる。

附則

- 1 この要綱は平成28年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額で交付できる。

附則

- 1 この要綱は平成30年4月1日より施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、施行日前に受診した妊婦は従前の額で交付できる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和3年7月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定について、令和3年4月1日以降に受診した多胎児を妊娠した妊婦に対し適用することとし、第4条第2項の申請があった者に対し助成する。